

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社ICカード乗車券取扱規則（平成13年10月公告第24号）の一部を次のように改正し、2025年3月15日から施行する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 Suicaによるサービスについては、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則が改定された場合、以後のSuicaによるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。</p> <p>3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第15条、第16条第1項から第4項、第17条、第43条、第44条、第45条の2及び第46条に定める事項については、この規則によらない場合があります。</p> <p>4 加盟店での商品購入等にかかわるSuica電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号)等の定めるところによります。</p> <p><u>5</u> この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。</p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 Suicaによるサービスについては、この規則の定めるところによります。</p> <p>2 この規則が改定された場合、以後のSuicaによるサービスについては、当該改定された規則の定めるところによります。</p> <p>3 第4条、第6条、第8条、第9条、第10条第2項、第11条、第15条、第16条第1項から第4項、第17条、第43条、第44条、第45条の2及び第46条に定める事項については、この規則によらない場合があります。</p> <p>4 加盟店での商品購入等にかかわるSuica電子マネーの取扱いについては、「東日本旅客鉄道株式会社Suica電子マネー取扱規則」(平成16年3月東日本旅客鉄道株式会社公告第34号)等の定めるところによります。</p> <p><u>5 東京モノレール株式会社でのSuicaを使用した旅客の運送等については、東京モノレール株式会社の旅客営業規則等の定めるところによります。</u></p> <p><u>6</u> この規則に定めていない事項については、別に定めるものによります。</p>
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「記名Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたSuicaをいいます。</p> <p>(2) 「無記名Suica」とは、前号以外のSuicaをいいます。</p> <p>(3) 「小児用Suica」とは、小児の利用に供する記名Suicaをいいます。</p> <p>(4) 「Suica媒体」とは、Suicaとして使用できる当社所定の情報記録媒体をいいます。</p> <p>(5) 「SF」とは、<u>当社</u>が相当の対価を得て、Suicaに記録した金銭的価値を</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この規則における主な用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 「記名Suica」とは、Suicaのうち個人を特定する氏名、性別、生年月日等の情報が記録されたSuicaをいいます。</p> <p>(2) 「無記名Suica」とは、前号以外のSuicaをいいます。</p> <p>(3) 「小児用Suica」とは、小児の利用に供する記名Suicaをいいます。</p> <p>(4) 「Suica媒体」とは、Suicaとして使用できる当社所定の情報記録媒体をいいます。</p> <p>(5) 「SF」とは、<u>第20号に規定するSuica取扱事業者</u>が相当の対価を得て、</p>

改正前	改正後
<p>いいいます。</p> <p>(6) 「チャージ」とは、当社の定める方法で Suica に SF を積み増しすることをいいいます。</p> <p>(7) 「デポジット」とは、<u>当社</u>が利用者に Suica 媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいいます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(19) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいいます。</p> <p>2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。</p> <p>(契約の成立時期)</p> <p>第4条 本規則に基づく Suica に係る契約の成立時期は、<u>当社</u>が旅客に Suica を交付したときとします。</p> <p>(Suica カードの貸与及び所有権)</p> <p>第5条 利用者から Suica の利用の申込みがあった場合は、<u>当社</u>は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下「Suica カード」といいいます。）を利用者に貸与します。</p> <p>2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。</p> <p>3 前2項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は IC カード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを<u>当社</u>に返却しなければなりません。</p>	<p>Suica に記録した金銭的価値をいいいます。</p> <p>(6) 「チャージ」とは、Suica に SF を積み増しすることをいいいます。</p> <p>(7) 「デポジット」とは、<u>第20号に規定する Suica 取扱事業者</u>が利用者に Suica 媒体を貸与するに際し、貸与終了時に返却することを条件に収受する金銭をいいいます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(19) 「鉄道会社線」とは、旅客鉄道会社以外の鉄道会社の経営する鉄道をいいいます。</p> <p><u>(20) 「Suica 取扱事業者」とは、当社及び東京モノレール株式会社をいいいます。</u></p> <p>2 この規則に定めのない用語の定義については、旅客規則の定めるところによるものとします。</p> <p>(契約の成立時期)</p> <p>第4条 本規則に基づく Suica に係る契約の成立時期は、<u>Suica 取扱事業者</u>が旅客に Suica を交付したときとします。</p> <p>(Suica カードの貸与及び所有権)</p> <p>第5条 利用者から Suica の利用の申込みがあった場合は、<u>Suica 取扱事業者</u>は、Suica として使用できる当社所定のカード型情報記録媒体（以下「Suica カード」といいいます。）を利用者に貸与します。</p> <p>2 前項の場合、Suica カードの所有権は当社に帰属します。</p> <p>3 前2項の場合、利用者は、Suica カードが不要となったとき又は IC カード乗車券が無効となったとき若しくはその使用資格を失ったときは、当該 Suica カードを<u>Suica 取扱事業者</u>に返却しなければなりません。</p>

改正前	改正後
<p>(デポジット)</p> <p>第6条 前条の規定により、当社は、Suica カードを利用者に貸与する場合、デポジットとして Suica カード1枚につき 500 円を現金で収受します。</p> <p>2 当社が貸与した Suica カードを、利用者が当社に返却したときは、第 11 条、第 43 条、第 44 条及び第 46 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。</p> <p>3 デポジットは SF の使用等に充当することはできません。</p>	<p>(デポジット)</p> <p>第6条 前条の規定により、Suica 取扱事業者は、Suica カードを利用者に貸与する場合、デポジットとして Suica カード1枚につき 500 円を現金で収受します。</p> <p>2 Suica 取扱事業者が貸与した Suica カードを、利用者が Suica 取扱事業者に返却したときは、第 11 条、第 43 条、第 44 条及び第 46 条に定める場合を除き、デポジットを返却します。</p> <p>3 デポジットは SF の使用等に充当することはできません。</p>
<p>(Suica の発売)</p> <p>第7条 第 5 条の規定により当社が利用者に Suica カードを貸与する場合は、当社は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から SF 相当額とデポジットを収受します (以下この取扱いを「Suica の発売」といいます。)</p> <p>2 利用者は、記名 Suica の発売の申込みに際しては、氏名、生年月日及び性別を記載した別に定める申込書を提出しなければなりません (利用者が操作する機器によって申込みをする場合は、氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。)</p> <p>3 利用者は、小児用 Suica の発売の申込みに際しては、当社が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します。</p> <p>4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。</p> <p>5 小児が第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。</p>	<p>(Suica の発売)</p> <p>第7条 第 5 条の規定により Suica 取扱事業者が利用者に Suica カードを貸与する場合は、Suica 取扱事業者は、別に定める方法により、あらかじめ SF をチャージした Suica カードを貸与するものとし、利用者から SF 相当額とデポジットを収受します (以下この取扱いを「Suica の発売」といいます。)</p> <p>2 利用者は、記名 Suica の発売の申込みに際しては、氏名、生年月日及び性別を記載した Suica 取扱事業者が別に定める申込書を提出しなければなりません (利用者が操作する機器によって申込みをする場合は、氏名、生年月日及び性別を発売機によって登録しなければなりません。)</p> <p>3 利用者は、小児用 Suica の発売の申込みに際しては、Suica 取扱事業者が別に定める申込書を提出し、かつ係員に公的証明書等を呈示し、当該小児用 Suica の利用者が小児であることを証明しなければなりません。この場合、Suica 取扱事業者は、当該小児用 Suica の利用者が満 12 才に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間 Suica として使用できる小児用 Suica を利用者に発売します。</p> <p>4 小児が複数の小児用 Suica を購入することはできません。</p> <p>5 小児が第 61 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを既に所持している場合、小児用 Suica を購入することはできません。</p>

改正前	改正後
<p>(変更)</p> <p>第8条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第2項の取扱いを準用します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第2項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。</p> <p>3 小児用 Suica の有効期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、<u>当社</u>が別に定めるところにより小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第15条の規定により払いもどしを行うことができます。</p> <p>4 小児が小児用 Suica 等（第61条第2項第1号から第3号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含みます。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。</p> <p>(中略)</p>	<p>(変更)</p> <p>第8条 無記名 Suica は、記名 Suica に変更することができます。この場合、前条第2項の取扱いを準用します。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、無記名 Suica を小児用 Suica に変更する場合、前条第2項の取扱いのうち、利用者が操作する発売機による取扱いはしません。</p> <p>3 小児用 Suica の有効期限を経過したときは、以後当該小児用 Suica を使用することはできません。この場合、当該小児用 Suica は、<u>Suica 取扱事業者</u>が別に定めるところにより、小児用 Suica 以外の記名 Suica への変更又は第15条の規定により払いもどしを行うことができます。</p> <p>4 小児が小児用 Suica 等（第61条第2項第1号から第3号までに規定する当社以外の事業者が発行した小児用の IC カードを含みます。）を既に所持している場合、他の無記名 Suica を小児用 Suica に変更することはできません。</p> <p>(中略)</p>
<p>(制限又は停止)</p> <p>第10条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、Suica の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。</p> <p>2 Suica の改良その他<u>当社</u>が適切と認める場合には、<u>当社</u>は Suica の利用者に Suica の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。</p> <p>3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。</p> <p>(中略)</p>	<p>(制限又は停止)</p> <p>第10条 旅客の運送等の円滑な遂行を確保するため等、必要があるときは、<u>Suica 取扱事業者における</u> Suica の発売若しくは再発行等の箇所、枚数、時間又は方法を制限又は停止することがあります。</p> <p>2 Suica の改良その他 <u>Suica 取扱事業者</u>が適切と認める場合には、<u>Suica 取扱事業者</u>は Suica の利用者に Suica の交換及びそれに相当する措置を求めることがあります。この場合、利用者は交換等に応じるものとします。</p> <p>3 本条に基づくサービスの制限又は停止に対し、当社はその責めを負いません。</p> <p>(中略)</p>
<p>(払いもどし)</p>	<p>(払いもどし)</p>

改正前	改正後
<p>第 15 条 Suica が不要となった場合は、利用者は当社が指定する駅に Suica カードを返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上げた額。以下この条において同じ。）を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（SF 残額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。</p> <p>2 記名 Suica の払いもどしは、別に定める申込書の提出及び公的証明書等の呈示により払いもどしを請求する利用者が当該記名 Suica の記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>3 Suica 定期乗車券が発売されている Suica が不要となった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、第 47 条第 1 号又は第 2 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額を払いもどします。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。</p> <p>4 Suica 特別車両券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条に規定する取扱いを行った後、第 5 項及び前各項の取扱いをします。</p> <p>5 Suica 企画乗車券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条の 3 に規定する取扱いを行った後、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の取扱いをします。</p> <p>6 第 59 条に規定する当社以外の交通事業者が提供するサービスがある Suica は、利用者が当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、前各項の取扱いをします。</p> <p>（紛失再発行）</p>	<p>第 15 条 Suica が不要となった場合は、利用者は Suica 取扱事業者が指定する駅に Suica カードを返却し、SF 残額（10 円未満のは数がある場合は、10 円単位に切り上げた額。以下この条において同じ。）を一括して払いもどしの請求をすることができます。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（SF 残額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。</p> <p>2 記名 Suica の払いもどしは、Suica 取扱事業者が別に定める申込書の提出及び公的証明書等の呈示により払いもどしを請求する利用者が当該記名 Suica の記名人本人であることを証明した場合に取り扱います。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがあります。</p> <p>3 Suica 定期乗車券が発売されている Suica が不要となった場合は、第 1 項の規定にかかわらず、第 47 条第 1 号又は第 2 号の規定による定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額を払いもどします。この場合、Suica 1 枚につき手数料として 220 円（定期乗車券の払いもどし額と SF 残額との合算額が 220 円に満たない場合はその額）を支払うものとします。</p> <p>4 Suica 特別車両券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条に規定する取扱いを行った後、第 5 項及び前各項の取扱いをします。</p> <p>5 Suica 企画乗車券が発売されている Suica を払いもどす場合は、第 49 条の 3 に規定する取扱いを行った後、第 1 項、第 2 項及び第 4 項の取扱いをします。</p> <p>6 第 59 条に規定する当社以外の交通事業者が提供するサービスがある Suica は、利用者が当該サービスの解約等の手続きを行った後に限り、前各項の取扱いをします。</p> <p>（紛失再発行）</p>
<p>第 16 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、当社は記名人の再発行の請求に基づいて、請求日翌日</p>	<p>第 16 条 記名 Suica の記名人が当該記名 Suica を紛失した場合は、次の各号の条件を満たすときに限って、Suica 取扱事業者は記名人の再発行の請求に基づい</p>

改正前	改正後
<p>の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。</p>	<p>て、請求日翌日の窓口営業開始時間までに紛失した記名 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、当該記名 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。</p>
<p>(1) 再発行の請求に際して、記名人が別に定める申込書を Suica の紛失再発行を行う駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の紛失再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること</p> <p>2 <u>当社</u>は、前項により再発行する記名 Suica 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、第 6 条第 1 項に規定するデポジットを収受します。</p> <p>3 <u>当社</u>が、記名 Suica の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。</p> <p>4 第 1 項に規定した期間内に、再発行する Suica の引取りが行われない場合、<u>当社</u>は、当該請求に基づく Suica の交付は行いません。</p> <p>5 利用者は、第 11 条第 1 項の規定により失効した Suica の再発行の請求はできません。</p> <p>6 記名 Suica の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名 Suica を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名 Suica の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名 Suica で受けていたいずれのサービスも受けることができません。</p> <p>7 無記名 Suica については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失</p>	<p><u>(注) 定期乗車券又は企画乗車券の情報が記録されている Suica にあっては、その Suica を発売した Suica 取扱事業者のみが、再発行の請求の受付以外の取扱いを行うことができる。</u></p> <p>(1) 再発行の請求に際して、記名人が、<u>Suica 取扱事業者</u>が別に定める申込書を Suica の紛失再発行を行う駅に提出し、かつ公的証明書等を呈示して当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(2) 再発行する記名 Suica の引取りに際して、前号の手続きを行った記名人が記名 Suica の紛失再発行を行う駅に公的証明書等を呈示し、当該記名 Suica の記名人本人であることを証明できること</p> <p>(3) 記名人の氏名、生年月日、性別の情報が当社のシステムに登録されていること</p> <p>2 <u>Suica 取扱事業者</u>は、前項により再発行する記名 Suica 1 枚につき紛失再発行手数料 520 円を現金で収受します。また、第 6 条第 1 項に規定するデポジットを収受します。</p> <p>3 <u>Suica 取扱事業者</u>が、記名 Suica の再発行の請求を受け付けた後、利用者はこれを取り消すことはできません。</p> <p>4 第 1 項に規定した期間内に、再発行する Suica の引取りが行われない場合、<u>Suica 取扱事業者</u>は、当該請求に基づく Suica の交付は行いません。</p> <p>5 利用者は、第 11 条第 1 項の規定により失効した Suica の再発行の請求はできません。</p> <p>6 記名 Suica の使用停止措置を行った場合、当該措置を行った記名 Suica を利用者が再び利用することはできません。また、この場合、再発行する記名 Suica の交付を受けない限り、利用者は、使用停止措置を行った記名 Suica で受けていたいずれのサービスも受けることができません。</p> <p>7 無記名 Suica については、いかなる場合においても、第 1 項の規定による紛失</p>

改正前	改正後
<p>再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。</p> <p>(障害再発行)</p> <p>第 17 条 Suica の破損等によって自動改札機での使用、乗車券類発売機若しくは Suica の処理が可能な指定席券売機並びに車内補充券発行機による乗車券類等との引換え又は自動精算機による精算が不能となった場合で、利用者が当該 Suica とともに別に定める申込書を Suica の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、当社は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。また、当該 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。</p> <p>(免責事項)</p> <p>第 18 条 当社は、Suica の取扱いについて、取扱時に当該 Suica を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 Suica が記名 Suica の場合、当該記名 Suica を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。</p> <p>2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が Suica 媒体により便益を取得したことによって又は Suica 媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。</p> <p>3 当社は紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了するまでの間に、</p>	<p>再発行及び使用停止措置の取扱いを行いません。</p> <p>(障害再発行)</p> <p>第 17 条 Suica の破損等によって自動改札機での使用、乗車券類発売機若しくは Suica の処理が可能な指定席券売機並びに車内補充券発行機による乗車券類等との引換え又は自動精算機による精算が不能となった場合等で、利用者が当該 Suica とともに Suica 取扱事業者が別に定める申込書を Suica の障害再発行を行う駅に提出したときは、その原因が利用者の故意又は重大な過失であると認められる場合を除き、Suica 取扱事業者は請求日翌日の窓口営業開始時間までに当該 Suica の使用停止措置を行い、14 日以内に再発行を行います。ただし、裏面に刻印されたカードの番号が判読できない場合は再発行は行いません。また、当該 Suica に発売した Suica 特別車両券がある場合は、当該 Suica 特別車両券の再発行は行いません。</p> <p><u>(注) 定期乗車券又は企画乗車券の情報が記録されている Suica にあっては、その Suica を発売した Suica 取扱事業者のみが再発行の請求の受付以外の取扱いを行うことができる。</u></p> <p>(免責事項)</p> <p>第 18 条 当社は、Suica の取扱いについて、取扱時に当該 Suica を所持していた者以外に対する責めを負いません。なお、当該 Suica が記名 Suica の場合、当該記名 Suica を当該記名人以外が所持していたときは、当社は当該記名人以外の者の利用について、当該記名人に対する責めを負いません。</p> <p>2 当社が本規則において定める場合又は特に定める場合を除き、利用者が Suica 媒体により便益を取得したことによって又は Suica 媒体により取得した便益を喪失若しくは享受しえなくなったことによって、利用者に不利益又は損害が生じた場合であっても、当社は一切その責めを負いません。</p> <p>3 Suica 取扱事業者は、紛失再発行の請求を受けた場合、翌日の営業開始時間までに使用停止措置を完了させます。紛失再発行の請求から使用停止措置が完了す</p>

改正前	改正後
<p>当該記名 Suica の払いもどしや SF の使用等があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。</p>	<p>るまでの間に、当該記名 Suica の払いもどしや SF の使用等があった場合、当社はそれらを補償する責めを負いません。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(取扱区間)</p>	<p>(取扱区間)</p>
<p>第 23 条 IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p>	<p>第 23 条 IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p>
<p>(1) 別表第 1 号に定める区間 (ただし同表に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</p>	<p>(1) 別表第 1 号に定める区間 (同表に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</p>
<p>(2) 別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間 (ただし同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 1 号に定める区間を経由する場合に限ります。)</p>	<p>(2) 別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間 (同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 1 号に定める区間を経由する場合に限ります。)</p>
<p>(3) 別表第 1 号に定める区間内の各駅と別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間 (ただし別表第 1 号に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</p>	<p>(3) 別表第 1 号に定める区間内の各駅と別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間 (別表第 1 号に定める区間又は別表第 1 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</p>
<p>(4) 別表第 2 号に定める区間 (ただし、いずれも同表第 1 項若しくは第 2 項に定める区間又は別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</p>	<p>(4) 別表第 2 号に定める区間 (いずれも同表第 1 項若しくは第 2 項に定める区間又は別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。)</p>
<p>イ 同表第 1 項に定める区間</p>	<p>イ 同表第 1 項に定める区間</p>
<p>ロ 同表第 2 項に定める区間</p>	<p>ロ 同表第 2 項に定める区間</p>
<p>ハ 同表第 1 項に定める区間内の各駅と同表第 2 項に定める区間内の各駅との相互間</p>	<p>ハ 同表第 1 項に定める区間内の各駅と同表第 2 項に定める区間内の各駅との相互間</p>
<p>(5) 別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間 (ただし同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 2 号に定める区間を経由する場合に限ります。)</p>	<p>(5) 別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間 (同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 2 号に定める区間を経由する場合に限ります。)</p>
<p>(6) 別表第 2 号に定める区間内の各駅と別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗</p>	<p>(6) 別表第 2 号に定める区間内の各駅と別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗</p>

改正前	改正後
<p>車可能駅相互間 (ただし別表第 2 号に定める区間又は別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</p> <p>(7) 別表第 3 号に定める区間 (ただし同表に定める区間又は別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</p> <p>(8) 別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間 (ただし同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 3 号に定める区間を経由する場合に限りませす。)</p> <p>(9) 別表第 3 号に定める区間内の各駅と別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間 (ただし別表第 3 号に定める区間又は別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</p>	<p>車可能駅相互間 (別表第 2 号に定める区間又は別表第 2 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</p> <p>(7) 別表第 3 号に定める区間 (同表に定める区間又は別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</p> <p>(8) 別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅の各駅相互間 (同表に定める Suica 乗車可能区間又は別表第 3 号に定める区間を経由する場合に限りませす。)</p> <p>(9) 別表第 3 号に定める区間内の各駅と別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間 (別表第 3 号に定める区間又は別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限りませす。)</p>
(中略)	(中略)
<p>(Suica 特別車両券の発売等)</p> <p>第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号口の規定 (ただし第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限りませす。)を準用し、Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売ませす。</p>	<p>(Suica 特別車両券の発売等)</p> <p>第 27 条 Suica 特別車両券は、旅客規則第 58 条第 1 項第 2 号口 <u>及び同条第 4 項各号</u>の規定 (第 23 条第 2 項に定める取扱区間に限りませす。)を準用し、Suica 特別車両券を取り扱う乗車券類発売機により、旅客が所持する IC カード乗車券に当該 IC カード乗車券の SF と引換えに発売ませす。</p>
(中略)	(中略)
<p>(定期乗車券のみの払いもどし)</p> <p>第 47 条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどしませす。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがありませす。</p>	<p>(定期乗車券のみの払いもどし)</p> <p>第 47 条 旅客は、記名 Suica に発売された定期乗車券が不要となった場合は、これを Suica 定期乗車券の払いもどしを行う駅に差し出して、別に定める申込書を提出し、かつ公的証明書等を呈示し、当該 Suica 定期乗車券の記名人本人であることを証明しなければなりません。この場合、当社は、次の各号により定期乗車券のみを払いもどしませす。ただし、別に定めるところにより、当該記名 Suica の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがありませす。</p>

改正前	改正後
<p>す。</p> <p>(1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃（旅客規則第 66 条若しくは連絡規則第 41 条の 2 又は第 37 条の 2 の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した場合は、その合算額。以下この条において同じ。）を払いもどします。</p> <p>(2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。</p> <p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券 1 枚につき 220 円を収受します。</p> <p>(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第 3 項の規定により取り扱います。</p>	<p>す。</p> <p>(1) 券面表示の有効期間開始前に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃（旅客規則第 66 条若しくは連絡規則第 41 条の 2 又は第 37 条の 2 の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受した場合は、その合算額。以下この条において同じ。）を払いもどします。</p> <p>(2) 券面表示の有効期間開始後で有効期間中に払いもどしの請求があった場合には、既に支払った定期旅客運賃から、旅客規則第 277 条又は連絡規則第 99 条に規定する使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額を払いもどします。</p> <p>(3) 前各号により取り扱う場合は、手数料として定期乗車券 1 枚につき 220 円を収受します。</p> <p>(注) Suica 定期乗車券が不要となり、SF 残額と同時に払いもどしする場合は、第 15 条第 3 項の規定により取り扱います。</p> <p><u>2 旅客が指定席券売機によって自ら Suica 定期乗車券の払いもどしを行う場合、別に定めるところにより、前項に規定する申込書の提出及び公的証明書等の呈示を省略することがあります。</u></p>
<p>(Suica 特別車両券の変更)</p> <p>第 48 条 使用開始前の Suica 特別車両券の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 248 条の規定を準用し、乗車券類変更として取り扱います。</p>	<p>(Suica 特別車両券の変更)</p> <p>第 48 条 使用開始前の Suica 特別車両券の変更の申込みがあったときは、旅客規則第 248 条の規定を準用し、乗車券類変更として取り扱います。</p>
<p>(中略)</p> <p>(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 55 条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（ただ</p>	<p>(中略)</p> <p>(Suica 特別車両券の有効期間の延長及び特別車両料金の払いもどしの特例)</p> <p>第 55 条 Suica 特別車両券を所持する場合で、当日最終の列車に乗り遅れた場合は、旅客規則第 280 条の規定を準用し、直ちに当該 Suica 特別車両券を係員に呈示し、係員がその事実を認めた場合に限り、有効期間の延長（その</p>

改正前

~~七~~、その翌日までに限ります。) 又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。

(中略)

別表第 1 号 (第23条) 東京附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見・羽 沢横浜国大間
(略)	
八 高 線	八王子・倉賀野間
篠ノ井線	塩尻・ 松本 間
東北本線	東京・黒磯間 (除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間、 赤羽・武蔵浦和・大宮間
(略)	
常 磐 線	日暮里・浪江間
信越本線	高崎・横川間
総武本線	東京・銚子間、錦糸町・御茶ノ水間
(略)	

(中略)

別表第 4 号 (第 23 条) Suica 特別車両券の取扱区間

線区	区間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見間
(略)	

改正後

翌日までに限ります。) 又は特別車両料金の払いもどしを請求することができます。

(中略)

別表第 1 号 (第23条) 東京附近のICカード乗車券取扱区間

線 区	区 間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見・羽 沢横浜国大間
(略)	
八 高 線	八王子・倉賀野間
篠ノ井線	塩尻・ 松本 ・ <u>篠ノ井</u> 間
<u>大 糸 線</u>	<u>松本・穂高</u> 間
東北本線	東京・黒磯間 (除く新幹線)、日暮里・尾久・赤羽間、 赤羽・武蔵浦和・大宮間
(略)	
常 磐 線	日暮里・浪江間
信越本線	高崎・横川間、 <u>篠ノ井・長野</u> 間
総武本線	東京・銚子間、錦糸町・御茶ノ水間
(略)	

(中略)

別表第 4 号 (第 23 条) Suica 特別車両券の取扱区間

線区	区間
東海道本線	東京・熱海間 (除く新幹線)、品川・新川崎・鶴見間
(略)	

改正前		改正後	
伊東線	熱海・伊東間	伊東線	熱海・伊東間
東北本線	東京・宇都宮間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間	<u>中央本線</u>	<u>東京・大月間</u>
	(略)	<u>青梅線</u>	<u>立川・青梅間</u>
		東北本線	東京・宇都宮間（除く新幹線）、日暮里・尾久・赤羽間
			(略)
(中略)		(中略)	
別表第5号の2（第23条の2） 取扱区間以外の特殊取扱駅		別表第5号の2（第23条の2） 取扱区間以外の特殊取扱駅	
線 区	取扱箇所	線 区	取扱箇所
東北本線（新幹線）及び東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関、水沢江刺、いわて沼宮内・七戸十和田間の各駅	東北本線（新幹線）及び東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関、水沢江刺、いわて沼宮内・七戸十和田間の各駅
上越線（新幹線）	越後湯沢、浦佐	上越線（新幹線）	越後湯沢、浦佐
北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅	北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅 <u>(除く長野)</u>
上越線	ガーラ湯沢	上越線	ガーラ湯沢
田沢湖線	大曲、角館、田沢湖	田沢湖線	大曲、角館、田沢湖
奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、大石田、新庄	奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、大石田、新庄
(中略)		(中略)	
別表第5号の4（第54条の2） Suica入場サービスの取扱駅		別表第5号の4（第54条の2） Suica入場サービスの取扱駅	
1 東京附近の取扱駅		1 東京附近の取扱駅	
線 区	取扱箇所	線 区	取扱箇所
東海道本線	東京・熱海間（除く早川及び根府川）、品川・新川崎・鶴見間	東海道本線	東京・熱海間（除く早川及び根府川）、品川・新川崎・鶴見間

改正前		改正後	
(略)		(略)	
篠ノ井線	塩尻、村井、松本	篠ノ井線	塩尻、村井、松本、 <u>篠ノ井</u>
東北本線	東京・宇都宮間、尾久、氏家、矢板、西那須野・黒磯間、北赤羽・北与野間	<u>大糸線</u>	<u>松本、豊科</u>
	(略)	東北本線	東京・宇都宮間、尾久、氏家、矢板、西那須野・黒磯間、北赤羽・北与野間
信越本線	高崎、安中、横川		(略)
	(略)	信越本線	高崎、安中、横川、 <u>篠ノ井、長野</u>
	(以下略)		(略)
			(以下略)